

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本方針

1. 基本方針

市民・事業者・市がともに創る 循環型社会のまち

限りある資源を有効活用し、温室効果ガス排出量の削減などを推進する環境負荷が少ない循環型社会の構築に向け、市民・事業者が協働で取り組んでいきます。

本市では、第一にごみとなるものを断り（リフューズ：Refuse）、第二にごみの排出を抑制し（リデュース：Reduce）、第三に使えるものは何度でも使い（リユース：Reuse）、第四にどうしても使えなくなってしまったものは資源に戻す（リサイクル：Recycle）の順に、できる限り循環的な利用を行う4Rに取り組む社会を目指します。

2. 施策の方向性

2-1 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進

ごみになるものを断り、ごみを出さないこと基本として、市民・事業者・市がそれぞれの立場でごみの排出抑制に取り組みます。

次に、不用となってしまったものは、適切な再利用を行い、ごみとなってしまったものは、資源として利用できるものは分別し、再資源化に取り組みます。

2-2 ごみの適正な処理・処分の推進

本市のごみの中間処理を行っている羽生市清掃センターは、稼働から40年近くが経過しており、安全で迅速なごみ処理を継続して行うため、維持管理や修理・修繕を計画的に行います。

また、新たなごみ処理施設の整備に向け、安全で迅速なごみ処理に加え、環境負荷を低減した施設の整備に取り組みます。

2-3 市民・事業者との連携

ごみの減量化、資源化、適正処理には、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携して取り組みます。

3. 各主体の役割

本計画に掲げる基本方針を実現していくため、市民・事業者・市が協働し、それぞれの立場で主体的に行動し、相互に連携していくことが必要です。そのため各主体の役割と連携を示します。

市民

自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルから循環型社会の形成に向けたライフスタイルへの転換を図り、ごみの減量化、資源化に向け、自ら積極的に行動するものとします。

また、市が実施する施策に参画し協力するものとします。

事業者

自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、ごみになりにくいものの製造や販売、修理体制や使用済みのものの回収に努めます。一般廃棄物と産業廃棄物の適切な区別、ごみの分別に積極的に取り組みます。

また、市民と同様に市が実施する施策へ積極的に参画し協力するものとします。

市

自らがごみの排出者であり環境に負荷を与えていることを認識し、ごみの減量化、資源化、ごみ処理経費の低減に取り組みます。

環境に配慮したごみの処理方法や収集方法、行田市との共同によるごみ処理施設の整備に取り組みます。

また、ごみの減量化、資源化に向けた施策の推進と普及啓発や情報の提供を行い、市民、事業者との連携を図るとともに、ごみの適正処理に努めます。

第2節 将来予測

1. 人口

本市の人口の将来予測を令和2(2020)年の実績値54,416人と羽生市人口ビジョン(平成28(2016)年2月作成)の目指すべき人口から、令和22(2040)年の人口51,700人をもとに算出しますと、本計画の目標年度である令和13(2031)年度は52,922人になると予測されます。

表4-2-1 人口の将来予測

	年度	人口(人)
実績値	令和元年度	54,730
	令和2年度	54,416
予測値	令和3年度	54,280
	令和4年度	54,145
	令和5年度	54,009
	令和6年度	53,873
	令和7年度	53,737
	令和8年度	53,601
	令和9年度	53,466
	令和10年度	53,330
	令和11年度	53,194
	令和12年度	53,058
	令和13年度	52,922

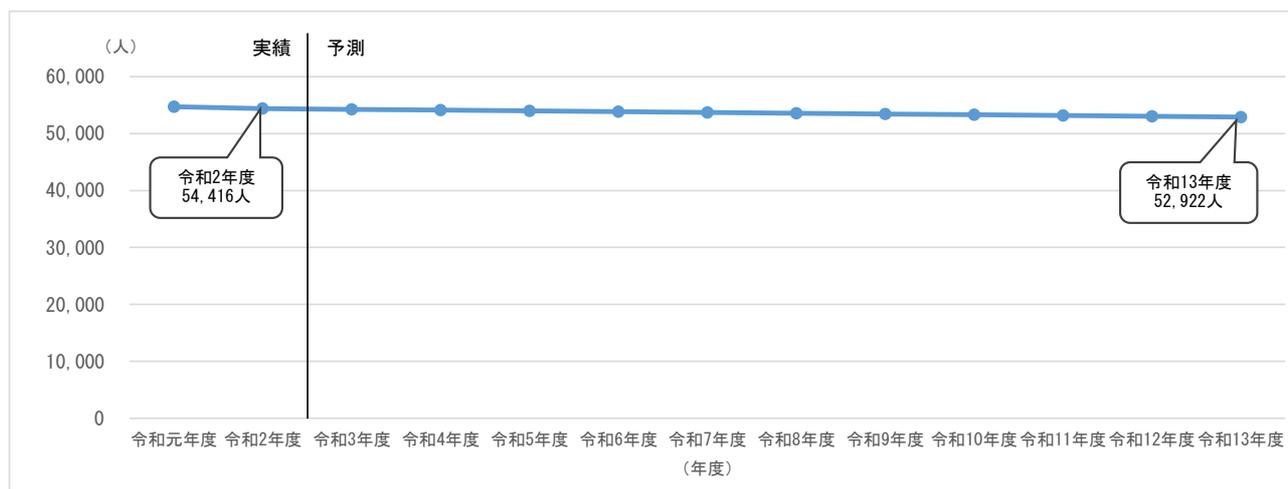


図4-2-1 人口の将来予測

2. ごみ排出量

本市のごみ排出量の現状を基に、現在の状況が今後も継続するものとして将来を予測した結果を表4-2-2及び図4-2-2に示します。

1人1日あたりのごみ排出量は、僅かに増加しますが、ごみの総排出量は人口の減少により、減少していくと予測されます。なお、人口は表4-2-1を用いています。

表4-2-2 ごみ排出量の将来予測

年度	1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	ごみ総排出量 (t)
令和3年度	985	19,509
令和4年度	985	19,466
令和5年度	985	19,423
令和6年度	986	19,379
令和7年度	986	19,335
令和8年度	986	19,291
令和9年度	986	19,247
令和10年度	986	19,203
令和11年度	987	19,158
令和12年度	987	19,114
令和13年度	987	19,069

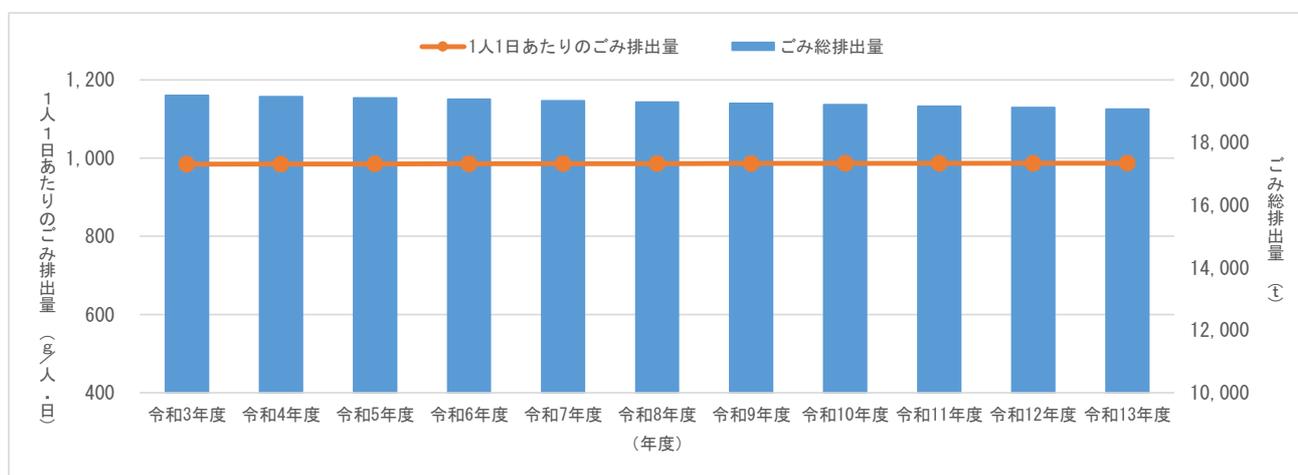


図4-2-2 ごみ排出量の将来予測

第3節 数値目標

ごみの発生を抑制するとともに、ごみの再使用、再資源化を図り、どうしても使えないものは適正に処理を行うことを目標に、4つの数値目標を設定します。

数値目標は、基準年を令和2（2020）年度とし、目標年度を令和13（2031）年度とした数値目標を設定します。

表4-3-1 数値目標

項目	単位	基準年度 (令和2年度)	目標年度 (令和13年度)
1人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	988	861
1人1日あたりの生活系ごみ排出量	g/人・日	761	657
事業系ごみ排出量	t	4,003	3,335
再生利用率	%	23.9	27.3

○1人1日あたりのごみ排出量

令和13（2031）年度の1人1日あたりのごみ排出量を令和2（2020）年度の実績988g/人・日から約13%削減し、861g/人・日とします。

○1人1日あたりの生活系ごみ排出量

令和13（2031）年度の1人1日あたりの生活系ごみ排出量を令和2（2020）年度の実績761g/人・日から約14%削減し、657g/人・日とします。

○事業系ごみ排出量

令和13（2031）年度の事業系ごみ排出量を令和2（2020）年度の実績4,003tから約17%削減し、3,335tとします。

○再生利用率

令和13（2031）年度の再生利用率を令和2（2020）年度の実績23.9%から約3.4ポイント増加し、27.3%とします。

第4節 施策

【施策の体系】

本市が実施する施策を次の4つの体系に整理し、推進します。

1 ごみの排出抑制・再利用・再生利用計画

1-1 ごみの排出抑制

- (1) 食品ロスの削減
- (2) 日常生活・事業活動での取り組みの推進
- (3) 多量排出事業者に対する減量化の指導
- (4) 環境教育・普及啓発の推進
- (5) ごみ有料化の検討

1-2 ごみの再利用・再生利用

- (1) ごみの分別の周知徹底
- (2) 資源ごみの集団回収の推進
- (3) 小売業者による店頭回収の推進
- (4) プラスチック類の資源化
- (5) 剪定枝の資源化
- (6) 再使用の推進
- (7) 再生品の利用促進
- (8) 事業者の分別の徹底
- (9) 新たな資源化の検討

2 分別計画

2-1 分別区分の周知

- 2-2 特別管理一般廃棄物への対応
- 2-3 処理困難物への対応
- 2-4 環境教育・普及啓発の推進

3 適正処理計画

3-1 収集・運搬

- (1) 適正な収集運搬体制の確保
- (2) ごみステーションの管理・整備
- (3) 拠点回収の周知
- (4) 不用品回収業者や無許可業者への対応

3-2 中間処理・最終処分計画

- (1) 中間処理
- (2) 最終処分

4 其他のごみに関する事項

- 4-1 ごみに関する意識啓発
- 4-2 環境美化活動の推進
- 4-3 不法投棄対策の推進
- 4-4 羽生市災害廃棄物処理計画
- 4-5 ごみ処理に係る経費の会計基準の導入

1. ごみの排出抑制・再利用・再生利用計画



1-1 ごみの排出抑制

(1) 食品ロスの削減

食品ロスとは、食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことで、製造、販売、消費等の各段階で発生しています。食品ロスの削減には、食べ物を無駄にしないという意識が大切です。

本市でも食品ロスの削減に重点をおき、市民、事業者、市が連携して取り組んでいきます。

① 日常生活での取り組みの推進

○買い物時での取り組み

- ・消費期限内に使いきり、食べられる分だけの購入を促進します。
- ・すぐに飲食するものは、消費期限や賞味期限の短いものや陳列されている手前側のものを選ぶ行動を促進します。

○フードドライブの実施

- ・家庭で余ってしまった食品等のフードバンクや子ども食堂などでの活用を促進します。

○外食や宴会等での食品のロス削減

- ・外食時には食べきれぬ分だけ注文し、余ってしまった食事の持ち帰りを促進します。
- ・宴会等では、料理を食べきる行動を促進します。

○生ごみの減量化

- ・生ごみの水切りや生ごみ処理機やコンポスターを活用した減量を支援します。
- ・ダンボールコンポスターや木箱に黒土を入れ分解するキエーロなど生ごみ減量を手軽に取り組める方法の周知などに努めます。
- ・料理の仕方を工夫し、食材の無駄がなくなるような行動を促進します。

② 事業活動での取り組みの推進

○食品製造事業者

- ・消費期限の延長の検討やその情報の提供を促します。
- ・無駄な食品がでないよう適切な生産管理や在庫管理を促します。

○小売業者や飲食店等の取り組み

- ・小売業者での食品の手前取り、消費期限の近いものを消費者が選びやすい工夫等による販売を促進します。
- ・小売業者での食材の個別や少量での販売を促進します。
- ・飲食店での提供する食事の量や余った食事の持ち帰りなどを促進します。
- ・県が実施している、消費者が必要とする量を購入することや食べ残しを持ち帰ることができる飲食店等の「彩の国エコぐるめ協力店」の登録を促進します。

○フードドライブの実施

- ・余ってしまった食品等のフードバンクや子ども食堂などでの活用を促進します。
- ・災害用備蓄食料の有効活用を促進します。

○食品廃棄物の再生利用

- ・発生した食品廃棄物は、たい肥化や飼料化等の事業者による再生利用を促進します。

③ 地産地消型食品ロス削減の促進

事業者から発生する余剰在庫や販売期限切れ食品、フードバンクで取り扱えなかった生鮮食品等、地域で発生する未利用食品をその地域で活用する体制づくりを促進します。

④ 未利用食品を提供するための活動の促進

フードバンクや子ども食堂の活動は、食品ロスの削減に加え、社会福祉や災害時の被災地支援等にもつながることから、活動を促進します。

⑤ 情報の発信

- ・食品ロスの発生状況に関する情報を提供し、市民、事業者の意識啓発を図ります。
- ・食品の有効活用に向けフードバンクや子ども食堂などに関する情報を提供します。
- ・食品ロス削減に向けた各種情報を提供し、意識啓発を図ります。

(2) 日常生活・事業活動での取り組みの推進

① 購入・販売時の取り組み

○マイバッグの持参によるレジ袋の使用量削減

- ・令和2（2020）年7月からのレジ袋有料化によりレジ袋の使用量が削減されています。
今後も継続した啓発により、さらにレジ袋の使用量を削減します。

○包装の簡略化の推進

- ・物を購入したことにより発生するごみを削減するため、簡易包装や少量販売を促進し、過剰包装を行わないなどを小売業者と市民に啓発します。

○詰め替え商品やリターナブル容器の使用促進

- ・容器のごみを削減するため、詰め替え商品や繰り返し使えるリターナブル容器の使用を市民、事業者に啓発します。

② レンタルやリース、修理の利用促進

- 一時的に必要となるものについて、レンタルやリース制度の活用、壊れてしまったものは修理して使うよう、市民、事業者に啓発します。

(3) 多量排出事業者に対する減量化の指導

- 多量にごみを排出する事業者に対し、減量化に向けた指導を行います。

(4) 環境教育・普及啓発の推進

- 市民や事業者にごみの排出抑制を促すため、市では市民や事業者の情報提供や普及啓発活動を行い、必要に応じて市民や事業者とごみの排出抑制に向けた話し合いを実施します。

- また、学校や地域を対象としたごみの排出抑制に向けた環境教育を積極的に行います。

(5) ごみ有料化の検討

① 家庭ごみの有料化

- 家庭ごみの有料化については、国で導入を推進しているため、多くの市町村で指定袋にごみ処理に係る費用相当分を上乗せする形での導入や検討が行われています。これらを行うことにより、ごみの発生抑制や資源化の推進、排出量に応じた費用負担の公平性の確保、ごみ処理費用の削減などの効果が期待されます。

- そのため、今後のごみ排出量の状況や全国的な動向を踏まえ、家庭ごみの有料化を検討します。

② 事業系ごみ手数料単価の検討

- 事業系ごみ手数料は、平成10（1998）年の料金改定以来変更していませんが、事業系ごみ排出量の状況や近隣市の状況を鑑み、適正な費用負担になるよう見直しを行います。

1-2 ごみの再使用・再生利用

(1) ごみの分別の周知徹底

① ごみの分別の徹底

ごみに含まれる資源をできる限り回収し活用するため、広報誌やごみステーションでの指導、ごみ分別ガイドブック、ホームページにあるごみ分別辞典など、さまざま媒体を活用し市民、事業者へ周知の徹底を図ります。

② 紙類・布類の分別の徹底

燃やしてもよいごみには多くの紙類・布類が含まれています。紙類・布類は市で資源ごみとして分別している品目になります。資源として利用するため、市民、事業者へ可能な限りの分別の徹底を周知します。

(2) 資源ごみの集団回収の推進

P T A等の団体で行われる資源ごみの集団回収は、子どもから大人まで多くの世代の分別への意識啓発になります。近年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け収集量は減少していますが、今後も継続していく必要があるため、集団回収の活発化に向け、市では手数料（報奨金）の制度を継続します。

(3) 小売業者による店頭回収の推進

小売業者では、店頭での食品トレイ、紙パック、ペットボトル、乾電池などの店頭回収を行っています。今後も小売業者と連携し市民への周知を図り、資源の有効活用を推進します。

(4) プラスチック類の資源化

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化への対応として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

このような中、令和3（2021）年6月にはプラスチック資源循環促進法が公布され、多様な物品に使用されているプラスチックについて、包括的に資源循環体制を強化することとされています。

このため、国の具体的なプラスチック資源化の方向性が定まった段階で見直すことは必要ですが、過渡期である現状を踏まえ、プラスチック資源化の方向性について、次のとおりとします。

本市では、現在ペットボトル以外のプラスチック類は、燃やしてはいけないごみに分類していますが、プラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては、暫定的に新ごみ処理施設において、現在の燃やしてはいけないごみから燃やしてもよいごみに分別区分を変更し、サーマルリサイクル（焼却処理による熱エネルギー回収）による資源循環を図ります。

なお、プラスチック資源循環促進法の施行に伴う国などの動向を注視し、必要な対応をとります。

(5) 剪定枝の資源化

令和元（2019）年5月より、大字上手子林地内に本市で一般廃棄物処理業の許可がされた民間事業者により設置された木くずリサイクル施設にて、チップ化によるリサイクルが行われています。

また、行田市と共同して実施する新たな中間処理施設の整備にあわせ、剪定枝をチップ化し肥料等として資源化を図ります。

(6) 再使用の推進

壊れていないが使わなくなったものを必要な人に譲るなどするため、フリーマーケットやリサイクルショップに加え、インターネットが活用されています。これらは、物が形を変えずに行える再使用の手法であり、今後も継続していくため市民や事業者の活用を推進します。

(7) 再生品の利用促進

リサイクルを推進するためには、再生品の流通が重要です。そこで、再生品の積極的な活用を促進するため情報を発信します。

また、平成21（2009）年度から年1回実施しているリサイクル家具などの無償提供については、継続して実施していきます。

(8) 事業者の分別の徹底

事業系ごみ持込時のごみ検査などを通じて、事業者へのごみの分別の啓発や指導の強化を図ります。

(9) 新たな資源化の検討

現在、資源として活用していない品目で、新たな法令や技術の進歩などにより、資源としての活用が可能になったものについて、本市の状況を踏まえ資源化を検討します。

2. 分別計画



2-1 分別区分の周知

新たな中間処理施設の整備にあわせ、分別区分の変更を行います。分別区分の見直しにあたっては、変更の必要性や環境負荷等を、市民、事業者の説明するとともに、広報誌やホームページでの周知に加え、必要に応じて説明会を実施し、積極的に周知を図ります。

2-2 特別管理一般廃棄物への対応

特別管理一般廃棄物については、市で取り扱わないため、廃棄物処理法に基づき、排出事業者が処理業者に委託し、適正に処理するものとします。

感染性廃棄物については、公衆衛生の保持及び病原性微生物の拡散防止の観点から、安全に配慮し、他の廃棄物と分別する必要があります。

また、在宅医療により家庭から排出される注射針などについては、特別管理一般廃棄物に準じ医療機関等により処理するものとし、医療機関や医師会と連携し適正な処理を推進します。

2-3 処理困難物への対応

(1) 処理困難物の周知

市で適正処理が困難なものについては、購入した店舗や専門の処理業者に処分を依頼するなどの周知を行います。また、家電リサイクル法に関連する品目も市では処理を行わないため、その処理方法についても周知を行います。

新たな中間処理施設での処理困難物についても市民、事業者にも周知を図ります。

(2) 処理困難物の回収

本市では、市民から排出される処理困難物のうちタイヤ、消火器、バッテリー、プロパンガスボンベについて、年1回有償で清掃センターでの持ち込みによる引き取りを行っています。

小売業者や専門業者に処理を周知していきますが、今後も廃棄物の適正処理の観点から、継続して実施します。

2-4 環境教育・普及啓発の推進

市民や事業者にごみの分別を促すため、市では広報誌やホームページを活用した情報の提供や普及啓発活動を行います。また、必要に応じて市民や事業者とごみの分別に向けた話し合いを実施します。

また、学校や地域を対象としたごみの分別に向けた環境教育を積極的に行います。

3. 適正処理計画



3-1 収集・運搬

(1) 適正な収集運搬体制の確保

排出されたごみは、生活環境保全の上で支障がないよう、安全かつ確実に市民サービスの充実を図りながら中間処理施設に収集運搬します。また、新たな中間処理施設への収集運搬についても継続して取り組みます。

① 収集回数

ステーション方式での収集回数は、現在の回数を継続します。今後、社会情勢やライフスタイルの変化、収集量の大きな変動や分別品目の変更、新たな中間処理施設の整備などの際に、必要に応じて見直しを検討します。

② 収集運搬方式

市民が利用するステーションの収集運搬については、直営及び委託による体制を継続します。また、委託事業者は、市から許可を受けたものとしします。

③ ごみの出し方

ごみの出し方は、現在の出し方を継続しますが、新たな中間処理施設の整備に伴い、プラスチック類や剪定枝など必要に応じて見直しを実施します。

④ 環境負荷の低減

収集運搬車両の走行による環境負荷を低減するため、低公害車の導入やエコドライブの促進を図るとともに、効率的な収集ルートによりエネルギー消費の削減に努めます。

新たな中間処理施設への運搬についても、効率的なルートによる収集運搬に努めます。

⑤ ごみ排出困難者への対応

1人暮らしの高齢者等のごみの排出が困難な人への収集のあり方について、検討します。

(2) ごみステーションの管理・整備

ごみステーションのごみ出しルールの周知やごみの散乱防止、回収後の清掃など、ステーション利用者相互の管理を促進します。

また、市民の要望により設置するステーションの整備に対する補助を継続します。

(3) 拠点回収の周知

本市では、市役所や公民館といった公共施設などで廃食用油、小型家電及び乾電池類の拠点回収を行っています。

また、近年使用される家電製品が増加しているリチウムイオン電池等の充電電池についても拠点回収を行っています。これらが原因と思われる火災が近年発生していることから、広報誌やホームページで適正な処理を啓発するなど市民への周知を図ります。

(4) 不用品回収業者や無許可業者への対応

許可のない業者が家庭から排出されるごみを回収するなどし、適正な処理が実施されないことがあります。そのため、家庭ごみの正しい処分の仕方について、市民に周知します。

3-2 中間処理・最終処分計画

(1) 中間処理

① 中間処理の方法

本市のごみの焼却及び破碎・選別は、羽生市清掃センターの焼却施設及び粗大ごみ処理施設で行い、資源ごみについては民間事業者へ委託して処理を行っています。既存の処理施設が稼働している期間は、現在の方法を継続します。

今後、新たに資源化品目を追加する場合には、民間事業者などの活用を含め、中間処理の方法を検討します。

② 中間処理施設の管理

本市のごみの中間処理施設である羽生市清掃センターの焼却施設及び粗大ごみ処理施設は、稼働を開始してから40年近くが経過し、新たな中間処理施設の整備に向けて行田市と検討を進めていますが、新たな施設の稼働までには期間を要します。

そこで、既存の中間処理施設を安全に稼働させるため、適切な維持管理や修繕を行います。

③ 新たな中間処理施設の整備

新たな中間処理施設の整備のため、令和3(2021)年6月に行田市と協議会を設置し、令和9(2027)年度の稼働開始を目標に協議を進めています。事業スケジュールを表4-4-1に示します。

表4-4-1 事業スケジュール

事業	年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
循環型社会形成推進地域計画の作成		■						
エネルギー回収等のための施設に関する事項								
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備 (ごみ焼却施設)					■	■	■	■
マテリアルリサイクル推進施設整備 (粗大ごみ処理施設・剪定枝資源化施設・ 資源物ストックヤード)					■	■	■	■
エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル処理施設稼働								■
施設整備に関する計画支援に関する事業								
施設整備基本計画策定業務			■					
生活環境影響調査業務			■	■				
PFI導入可能性調査業務			■					
技術支援・アドバイザー業務			■	■	■			

※DBO方式での事業スケジュールを想定します。

新たな中間処理施設は、焼却施設での熱回収を行い、発電設備の設置など環境に配慮した施設を計画しています。また、災害発生時も継続して処理可能な施設として、地域の防災拠点の役目も果たす施設を計画しています。

新たに整備を計画している中間処理施設の種類と処理対象物の計画を表4-4-2に示します。施設の詳細については、行田市と検討を進めていきます。

表 4-4-2 新たに整備する中間処理施設の概要

施設の種類	処理対象物
ごみ焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> ○燃やしてもよいごみ（プラスチック・ビニール類、プラスチック製容器包装を含む） ○粗大ごみ処理施設からの可燃残さ ○し尿処理施設のし渣
粗大ごみ処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ○燃やしてはいけないごみ（金属・ガラス類・陶磁器など） ○粗大ごみ ○有害ごみ ○ストックヤードからの処理可能なもの など
剪定枝資源化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○剪定枝（直接搬入分）
ストックヤード	<ul style="list-style-type: none"> ○資源ごみ（かん・びん類、紙・布類、ペットボトル） ○乾電池、蛍光管、電球、水銀柱及び小型家電 ○不法投棄物 など

(2) 最終処分

① 最終処分の方法

本市は最終処分場を保有していますが、災害発生時などの非常用として延命化を図っています。

現在は、焼却灰などは民間事業者への委託により再生利用し、不燃物は埼玉県環境整備センターで埋立の最終処分を行っています。新たな中間処理施設の稼働までは、現在の方法を継続します。

新たに整備する中間処理施設でも再生利用が可能なものは活用し、最終処分量の低減を図ることを前提に行田市と検討を進めます。

② 最終処分場の整備

本市で保有している最終処分場は、残余容量が少なくなっていることから、処理委託を含めた最終処分場の確保が必要となります。

最終処分量の減量を行いながら、本市の状況にあった整備計画の方針を明確にし、施設整備に向けた方向性を検討していきます。

③ 最終処分場の跡地利用

既存の最終処分場の埋め立てが完了後の跡地の活用について、周辺の土地利用状況や地域住民の要望などを踏まえ、検討していきます。

4. その他のごみに関する事項



4-1 ごみに関する意識啓発

(1) 市民・事業者への意識啓発

ごみの減量化、資源化は、市民、事業者と協働で取り組まなくてはなりません。ごみに関する情報を広報誌やホームページなどに掲載し、意識の高揚を図ります。「ごみ分別ガイドブック」や「羽生市ごみ分別辞典」などのように誰もが分かりやすく、取得しやすい情報の提供に努めます。

ごみに関する問題について、各地域で活動している廃棄物減量等推進員（クリーン推進員）などから要望を聞くとともに、減量化や資源化に向けた市民の取り組みや市の現状を説明する懇談会などを開催し、市民一人ひとりへの意識の高揚を図ります。

(2) 新たな施設の情報提供

新たな中間処理施設整備については、市民、事業者の関心が高いと考えられます。整備に関する状況や整備に伴う分別区分の変更等については、広報誌やホームページで公表するなどし、必要に応じて説明会を実施します。

(3) 環境学習・環境教育の推進

市民環境講座や出前講座、ごみ処理施設を活用した環境学習や環境教育を推進します。

(4) ごみ減量協力店・協力事業者認定制度

ごみ減量や資源化に取り組んでいる店舗・事業者を認定し、市民や事業者のごみ減量化、資源化に対する意識の高揚を図ります。

4-2 環境美化活動の推進

(1) ごみゼロ市民運動の推進

市民と協働で毎年5月30日前後に実施しているごみゼロ市民運動は、今後も継続して実施します。身近な道路や地域の美化活動により、ごみに関する意識の高揚を図ります。

(2) 環境美化活動の推進

市が主催するイベントにおいて、市民と協働でごみの分別や清掃などを実施し、環境美化に向けた意識の高揚を図ります。

また、地域や市民団体が行う美化活動に対し、情報の提供などの支援を行います。

なお、市主催のイベントでは、計画から運営までの全ての過程で環境に配慮します。

4-3 不法投棄対策の推進

不法投棄を防止するため、市職員だけではなく、警察及び県環境部等関係機関との協力、地域住民などによる監視を行い、状況に応じ撤去を行っています。

今後も継続して不法投棄の監視や撤去を行うとともに、不法投棄されにくい環境づくりを進めていきます。

4-4 羽生市災害廃棄物処理計画

本市において発生する大規模災害等に伴う災害廃棄物の処理について、災害廃棄物の処理及び本市の復旧・復興に資することを目的に令和2（2020）年6月に「羽生市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

策定にあたっては、あらかじめ必要な想定を行って課題等を抽出し、災害廃棄物処理の基本的な流れや留意すべき事項を示すことにより、災害時における市民の健康への配慮や安全の確保、衛生や環境面での安全・安心のための迅速かつ適切な対応を行うこととしています。

羽生市災害廃棄物処理計画は、平成30（2018）年3月に国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、「埼玉県災害廃棄物処理指針」、「羽生市地域防災計画」等の関連計画との整合を図り、平時及び災害時における本市の災害廃棄物対策について定めたものです。

災害廃棄物は、次の5つの方針に基づき処理を行います。

- (1) 衛生的かつ円滑な処理
- (2) 安全確保・環境への配慮
- (3) 分別の徹底とリサイクルの推進
- (4) 市民及び事業者との協働体制
- (5) 支援体制の構築と計画的な処理の推進

市及び県地域防災計画や被害想定の見直し、国及び県の各指針の見直し等があった場合は、適宜、計画の見直しを行います。

4-5 ごみ処理に係る経費の会計基準の導入

ごみの収集運搬や委託による処理や施設の改修、整備に係る経費など、廃棄物に関する経費は多岐にわたります。特に、施設の大規模改修や新たな施設の整備には、莫大な費用がかかります。

そのため、本市の状況に応じた会計基準の導入を進めます。